

派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法(第1版) 改正による変更

頁、行	新	旧
30頁34行	(ウ)上記により算定される…(中略)…当該増加後の額を基準資産額とする。削除	(ウ)上記により算定される…(中略)…当該増加後の額を基準資産額とする。削除
31頁10行	(4)自己名義の現金・預金の額が増加…(中略)…自己名義の現金・預金の額とする。削除 基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申し立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による場合に限り、基準資産額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認するものとする。	(4)自己名義の現金・預金の額が増加…(中略)…自己名義の現金・預金の額とする。削除
14行	— 職業安定法第45条に規定する厚生労働…	— 職業安定法第45条に規定する厚生労働…
156頁3行	する放送の放送番組その他映像又は音声…	する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他映像又は音声…
213頁3行	最終改正：平成23年6月24日政令第181号	最終改正：平成20年4月25日政令第151号
213頁左13行	(昭和63年法律第40号)	(昭和63年法律第4号)
214頁左12行	(昭和26年法律第226号)	(昭和26年法律第2026号)
215頁2行 第4条 三	三 映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等(放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送の放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、…	三 映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等(放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、…
221頁3行	最終改正：平成23年12月22日厚生労働省令152号	最終改正：平成21年12月28日厚生労働省令第170号
221頁左41行	一 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設の中に設けられた	一 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設の中に設けられた。

頁、行	新	旧
229頁右48行	<p>規則（昭和47年労働省令第41号）様式1号、<u>石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）様式第2号又は東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）様式第2号</u>によるそれぞれの書面の写しを作成することにより行わなければならない。</p> <p>7 派遣元の事業の事業者は、法第45条第10項の規定により送付を受けた同項の書面を5年間（当該書面が特定化学物質障害予防規則様式第2号によるもの（同令第40条第2項に規定する業務に係るものに限る。））<u>電離放射線障害防止規則様式第1号によるものである場合（同令第57条ただし書の規定の例により同条の機関に引き渡す場合を除く。）又は東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則様式第2号によるものである場合（同令第21条ただし書の規定の例により同条の機関に引き渡す場合を除く。）</u>にあつては30年間、石綿障害予防規則様式第2号によるものである場合にあつては当該労働者が常時当該業務に従事しないこととなつた日から40年間）保存しなければならない。</p>	<p>規則（昭和47年労働省令第41号）様式1号又は石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）様式第2号によるそれぞれの書面の写しを作成することにより行わなければならない。</p> <p>7 派遣元の事業の事業者は、法第45条第10項の規定により送付を受けた同項の書面を5年間（当該書面が特定化学物質障害予防規則様式第2号によるもの（同令第40条第2項に規定する業務に係るものに限る。））又は電離放射線障害防止規則様式第1号によるものである場合（同令第57条ただし書の規定の例により同条の機関に引き渡す場合を除く。）にあつては30年間、石綿障害予防規則様式第2号によるものである場合にあつては当該労働者が常時当該業務に従事しないこととなつた日から40年間）保存しなければならない。</p>
230頁左14行	<p>8 法第45条第10項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、同条第14項の通知を、当該派遣中の労働者が受けた健康診断の種類に応じ、同項の医師又は歯科医師の意見が記載された労働安全衛生規則様式第5号、有機溶剤中毒予防規則様式第3号、鉛中毒予防規則様式第2号、4 アルキル鉛中毒予防規則様式第2号、特定化学物質障害予防規則様式第2号、高気圧作業安全衛生規則様式第1号、電離放射線障害防止規則様式第1号、<u>石綿障害予防規則様式第2号又は東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則様</u></p>	<p>8 法第45条第10項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、同条第14項の通知を、当該派遣中の労働者が受けた健康診断の種類に応じ、同項の医師又は歯科医師の意見が記載された労働安全衛生規則様式第5号、有機溶剤中毒予防規則様式第3号、鉛中毒予防規則様式第2号、4 アルキル鉛中毒予防規則様式第2号、特定化学物質障害予防規則様式第2号、高気圧作業安全衛生規則様式第1号、電離放射線障害防止規則様式第1号又は石綿障害予防規則様式第2号によるそれぞれの書面の写しを作成し、同項の派遣元の事業の事業者へ送付することにより行わなければならない。</p>

頁、行	新	旧
233頁左23行	<p>式第2号によるそれぞれの書面の写しを作成し、同項の派遣元の事業の事業者に送付することにより行わなければならない。</p> <p>3 法第45条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則、<u>石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則</u>の規定を適用する場合における同条第16項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第39条第1項、電離放射線障害防止規則第56条第1項、<u>石綿障害予防規則第40条第1項及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則</u>第20条第1項中「雇入れ」とあるのは「雇入れ（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第44条第1項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始）」と、電離放射線障害防止規則第62条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第45条第3項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）及びその使用する労働者（同法第45条第3項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。）」と読み替るものとする。</p>	<p>3 法第45条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則及び石綿障害予防規則の規定を適用する場合における同条第16項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第39条第1項、電離放射線障害防止規則第56条第1項及び石綿障害予防規則第40条第1項中「雇入れ」とあるのは「雇入れ（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第44条第1項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始）」と、電離放射線障害防止規則第62条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第45条第3項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）及びその使用する労働者（同法第45条第3項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。）」と読み替るものとする。</p>

正誤表

頁、行	正	誤
3頁6行	(参考)労働者派遣の役務の <u>提供</u> を受ける期間の制限に抵触する日の通知の例	(参考)労働者派遣の役務の <u>提出</u> を受ける期間の制限に抵触する日の通知の例
3頁26行	(参考)労働者派遣受入期間制限に抵触する日(派遣停止)の通知(例)	(参考)労働者派遣受入期間制限に抵触する日(活動停止)の通知(例)
9頁 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置	派遣先 労働者派遣契約 3行目 則21条4項 派遣元事業主である旨の書面記載	則21条 派遣元事業主であることの明示
	派遣元 労働者派遣契約 8行目 (派遣元側のみ削除) 労働者派遣事業契約の解除の制限—27条 削除	派遣元 労働者派遣契約 8行目 (派遣元側のみ削除) 労働者派遣事業契約の解除の制限—27条
	派遣元 労働者派遣契約 9行目 労働者派遣の停止・契約の解除 28条	派遣元 労働者派遣契約 9行目 派遣労働者保護等のための派遣契約の解除 28条
	派遣元 労働者派遣契約 10行目 労働者派遣契約の解除の効力 29条 上記29条を派遣先にも追加	派遣元 労働者派遣契約 10行目 労働者派遣の停止・契約の解除 29条
	派遣元 派遣元の講ずべき措置 8行目 派遣受入期間の制限の適切な運用 35条の2の1項	派遣元 派遣元の講ずべき措置 8行目 派遣受入期間の制限の適切な運用 35条の2
	派遣元 派遣元の講ずべき措置 9行目 派遣先・派遣労働者に対する派遣停止の通知 35条の2の2項	派遣元 派遣元の講ずべき措置 9行目 派遣先・派遣労働者に対する派遣停止の通知 35条の2
	労働基準法の適用の特例 44条～47条の2 62条	労働基準法の適用の特例 44条～47の2項 派遣元および派遣先の下から1行目 61条
	10頁2行	働こうとする人と労働者を <u>使用しよう</u> とする企業…(中略)…労働力需給調整システムと…
10頁 表	(2)労働者派遣事業 一般労働者派遣事業 労働者派遣法第5条 特定労働者派遣事業 労働者派遣法第16条	(2)労働者派遣事業 一般労働者派遣事業 労働者派遣法第2条 特定労働者派遣事業 労働者派遣法第2条
13頁15行	労働者供給事業の三者間の関係 (1)法施行前 (図2)	(1)法施行前 供給元と労働者は親分子分的な支配関係(図2)
17頁	派遣店員(図11) 派遣店員に係る <u>契約</u>	派遣店員(図11) 派遣店員に係る <u>派遣契約</u>
22頁	タイトル 及び インデックス(～44頁) 労働者派遣事業実施のための <u>許可</u> ・届出制度等	労働者派遣事業実施のための <u>許可</u> ・届出制度等
28頁12行	個人情報適正管理規程	個人情報通正管理規程
29頁20行	当該 <u>応募書類</u> は、新規卒業予定者だけ	当該 <u>応募者数</u> は、新規卒業予定者だけ
31頁32行	業務の <u>適正化</u>	業務の <u>道正化</u>
39頁12行	(削除を含む。以下同じ。)	(削除を含む。以下同じ。)

頁、行	正	誤
46頁1行	(2)、Q&A 3参照	← Q&A 3 削除
47頁9行	福祉の増進のため	福祉の増進のため
48頁参考 23行	派遣元事業主における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、	派遣元事業主における(1)記載の者が昔情の申出を受けたときは、
51頁9行	各種プラント <u>工事</u>	各種プラント <u>工事</u>
52頁参考13行	派遣労働者の行う <u>業務</u> ・・・	派遣労働者の行う <u>義務</u> ・・・
61頁8行	(1)苦情の申出を受ける者	(1)昔情の申出を受ける者
62頁8行	職員休憩室の利用可。	職員休憩室の利用可。
64頁参考	(参考)労働者派遣受入期間制限に抵触する日(派遣停止)の通知(例)	(参考)労働者派遣受入期間制限に抵触する日(活動停止)の通知(例)
64頁参考15行	派遣契約の <u>業務</u> ・・・	派遣契約の <u>義務</u> ・・・
65頁24行	その執行を終わり、又は執行を受けることが・・・	その執行を受けることが・・・
73頁7行	・時間単位の <u>年休</u> の取得	・時間単位の <u>年休</u> の取得
75頁27行	(<u>ア</u>)賃金の支払い	(<u>イ</u>)賃金の支払い
78頁25行	又は特定の <u>週</u> に週法定労働時間を越えて	又は特定の <u>過</u> に週法定労働時間を越えて
80頁33行	年次有給休暇を与えなければなりません	年次有給休日限を与えなければなりません
82頁15行	年次有給休暇付与計画表	年次有給休日限付与計画表
85頁3行	延長することの出来る	延長することの出来る
89頁参考22行	<終業> 時 分から 時 分	<始業> 時 分から 時 分
91頁27行	所定の始業および終業の時刻を	所定の始業および就業の時刻を
101頁11行	派遣労働者の福祉の増進	派遣労働者の福祉の増進
105頁28行	__の <u>2</u> 参照	__の <u>2</u> 参照
117頁14行	目的とする行為の <u>禁止</u> に触れないよう	目的とする行為の <u>禁上</u> に触れないよう
140頁3行	又は人の <u>業務</u> に関して	又は人の <u>義務</u> に関して
141頁24行	(則第1条の <u>3</u>)	(則第1条の <u>2</u>)
144頁5行	協力の <u>禁止</u> に触れないよう	協力の <u>禁上</u> に触れないよう
152頁タイトル	専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供する	専ら労働者派遣の役務を指定の者に提供する
187頁 派遣元責任者の職務チェック表 派遣元事業主の講ずべき措置及び	労働者派遣契約関係 ホ 参照箇所 __ <u>3</u> 、 <u>4</u> 、 <u>7</u> 派遣元責任者の職務関係 ト 参照箇所 <u>2</u> (<u>5</u>)、 <u>9</u> 、 <u>10</u> 派遣元責任者の職務関係 リ 参照箇所 __ <u>2</u> 許可基準 <u>3</u> 、__ <u>5</u> 、 <u>9</u> 、 <u>12</u> (<u>2</u>) 台帳関係 イ 参照箇所 <u>9</u> 、 <u>10</u>	労働者派遣契約関係 ホ 参照箇所 __ <u>4</u> 、 <u>7</u> 、 派遣元責任者の職務関係 ト 参照箇所 <u>2</u> 、 <u>9</u> 派遣元責任者の職務関係 リ 参照箇所 __ <u>2</u> 許可基準 <u>3</u> __ <u>5</u> 、 <u>9</u> 台帳関係 イ 参照箇所 <u>9</u> 、 <u>10</u>
196頁1行	<u>三</u> その他厚生労働省令で定める事項	<u>3</u> その他厚生労働省令で定める事項

頁、行	正	誤
201頁右31行	同法第90条、第91条第1項及び…	同法第9条、第91条第1項及び…
213頁左13行	(昭和63年法律第40号)	(昭和63年法律第4号)
214頁左12行	(昭和26年法律第226号)	(昭和26年法律第2026号)
241頁 様式3号 (第4面)	19 11の【雇用保険】の の欄の…(中略)… 「雇用の契約の期間が31日未満であり、…	19 11の【雇用保険】の の欄の…(中略)… 「雇用の契約の期間が6ヶ月未満であり、…
250頁から 251頁	差替え(本表 7頁~11頁) 5 .労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準の具体化、明確化についての考え方	
263頁右7行	23年法律第203号)	23年法律第213号)
264頁左35行	3 法第20条に規定する安全管理措置…	3 法第2条に規定する安全管理措置…

5. 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準の具体化、明確化についての考え方

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）	具体的判断基準
<p>この基準は、法の適正な運用を確保するためには労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることにかんがみ、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにすることを目的とする。</p> <p>請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の1及び2のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。</p> <p>1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。</p> <p>(1) 次の 及び のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。</p> <p>労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。</p>	<p>当該要件の判断は、当該労働者に対する仕事の割り付け、順序、緩急の調整等につき、当該事業主が自ら行うものであるか否かを総合的に勘案して行う。</p> <p>「総合的に勘案して行う」とは、これらのうちいずれかの事項を事業主が自ら行わない場合であっても、これについて特段の合理的な理由が認められる場合は、直ちに当該要件に該当しないとは判断しない（以下同様。）という趣旨である。</p> <p>〔製造業務の場合〕</p> <p>受託者は、一定期間において処理すべき業務の内容や量の注文を注文主から受けるようにし、当該業務を処理するのに必要な労働者数等を自ら決定し、必要な労働者を選定し、請け負った内容に沿った業務を行っていること。</p> <p>受託者は、作業遂行の速度を自らの判断で決定することができること。また、受託者は、作業の割り付け、順序を自らの判断で決定することができること。</p> <p>〔車両運行管理業務の場合〕</p> <p>あらかじめ定められた様式により運行計画（時刻、目的地等）を注文主から提出させ当該運行計画が安全運転の確保、人員体制等から不適切なものとなっている場合には、受託者がその旨を注文主に申し入れ変更できるものとなっていること。</p> <p>〔医療事務受託業務の場合〕</p> <p>受託業務従事者が病院等の管理者又は病院職員等か</p>

労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

ら、その都度業務の遂行方法に関する指示を受けることがないよう、受託するすべての業務について、業務内容やその量、遂行手順、実施日時、就業場所、業務遂行に当たっての連絡体制、トラブル発生時の対応方法等の事項について、書面を作成し、管理責任者が受託業務従事者に対し具体的に指示を行うこと。

〔バンケットサービスの場合〕

受託者は、バンケットコンパニオンがホテル等から業務の遂行に関する指示を受けることのないよう、あらかじめホテル等と挨拶、乾杯、歓談、催し物等の進行順序並びにそれぞれの時点におけるバンケットコンパニオンが実施するサービスの内容及びサービスの実施に際しての注意事項を打ち合わせ、取り決めていること。

当該要件の判断は、当該労働者の業務の遂行に関する技術的な指導、勤惰点検、出来高査定等につき、当該事業主が自ら行うものであるか否かを総合的に勘案して行う。

〔医療事務受託業務の場合〕

受託者は、管理責任者を通じた定期的な受託業務従事者や病院等の担当者からの聴取、又はこれらの者との打ち合わせの機会を活用し、受託業務従事者の業務の遂行についての評価を自ら行っていること。

(2) 次の 及び のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

当該要件の判断は、受託業務の実施日時（始業及び終業の時刻、休憩時間、休日等）について、事前に事業主が注文主と打ち合わせているか、業務中は注文主から直接指示を受けることのないよう書面が作成されているか、それに基づいて事業主側の責任者を通じて具体的に指示が行われているか、事業主自らが業務時間の実績把握を行っているか否かを総合的に勘案して行う。

〔製造業務の場合〕

受託業務の行う具体的な日時（始業及び終業の時刻、休憩時間、休日等）については、事前に受託者と注文主とで打ち合わせ、業務中は注文主から直接指示を受けることのないよう書面を作成し、それに基づいて受託者側の現場責任者を通じて具体的に指示を行っていること。

受託業務従事者が実際に業務を行った業務時間については、受託者自らが把握できるような方策を採っていること。

労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

当該要件の判断は、労働者の時間外、休日労働は事業主側の責任者が業務の進捗状況等を見て自ら決定しているか、業務量の増減がある場合には、事前に注文主から連絡を受ける体制としているか否かを総合的に勘案して行う。

〔製造業務の場合〕

受託業務の業務量の増加に伴う受託業務従事者の時間外、休日労働は、受託者側の現場責任者が業務の進捗状況等を見て決定し、指示を行っていること。

〔バンケットサービスの場合〕

宴席が予定した時間を超えた場合の請負契約に定められたサービス提供の終了時間の延長についてのホテル等との交渉及び延長することとした場合のバンケットコンパニオンへの指示については、現場に配置している責任者が行っていること。

(3) 次の 及び のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

労働者のサービス上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

当該要件の判断は、当該労働者に係る事業所への入退場に関する規律、服装、職場秩序の保持、風紀維持のための規律等の決定、管理につき、当該事業主が自ら行うものであるか否かを総合的に勘案して行う。

なお、安全衛生、機密の保持等を目的とする等の合理的な理由に基づいて相手方が労働者のサービス上の規律に関与することがあっても、直ちに当該要件に該当しないと判断されるものではない。

〔医療事務受託業務の場合〕

職場秩序の保持、風紀維持のための規律等の決定、指示を受託者が自ら行う（衛生管理上等別途の合理的理由に基づいて病院等が労働者のサービス上の規律に関与する場合を除く。）ほか、聴取及び打合せの際に、あるいは定期的な就業場所の巡回の際に、勤務場所での規律、服装、勤務態度等の管理を受託者が自ら行っていること。また、あらかじめ病院等の担当者に対して、この旨の説明を行っていること。

労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。

当該要件の判断は、当該労働者に係る勤務場所、直接指揮命令する者等の決定及び変更につき、当該事業主が自ら行うものであるか否かを総合的に勘案して行う。

なお、勤務場所については、当該業務の性格上、実際

に就業することとなる場所が移動すること等により、個々具体的な現実の勤務場所を当該事業主が決定又は変更できない場合は当該業務の性格に応じて合理的な範囲でこれが特定されれば足りるものである。

〔製造業務の場合〕

自らの労働者の注文主の工場内における配置も受託者が決定すること。

また、業務量の緊急の増減がある場合には、前もって注文主から連絡を受ける体制にし、受託者が人員の増減を決定すること。

〔バンケットサービスの場合〕

業務に従事するバンケットコンパニオンの決定についてはホテル等による指名や面接選考等を行わずバンケット業者自らが決定すること。また、同一の宴席におけるバンケットサービスを複数のバンケット業者が請け負う場合には、異なるバンケット業者のバンケットコンパニオンが共同して1つのサービスを実施することのないよう、あらかじめ各バンケット業者が担当するテーブルやサービス内容を明確に区分していること。

2 次の(1)から(3)までのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。

(1) 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

(2) 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。

当該要件の判断に当たり、資金についての調達、支弁の方法は特に問わないが、事業運転資金等はすべて自らの責任で調達し、かつ、支弁していることが必要である。

〔医療事務受託業務の場合〕

受託業務の処理により、病院等及び第三者に損害を与えたときは、受託者が損害賠償の責任を負う旨の規定を請負契約に定めていること。

〔車両運行管理業務の場合〕

自動車事故等が発生し、注文主が損害を被った場合には、受託者が注文主に対して損害賠償の責任を負う(又は求償権に応ずる)旨の規定を契約書に明記するとともに、当該責任を負う意思及び履行能力を担保するため、受託者が自動車事故等に係る任意保険に加入していること。

〔給食受託業務の場合〕

契約書等に食中毒等が発生し損害賠償が求められる等注文主側が損害を被った場合には、受託者が注文主に対して損害賠償の責を負う(又は求償に応ずる)旨の規定を明記していること。

(3) 次のイ又は口のいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

イ 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

ロ 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

の1及び2のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が法第2条第1号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。

当該要件は、機械、設備、資材等の所有関係、購入経路等の如何を問うものではないが、機械、資材等が相手方から借り入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約（契約当事者双方に相互に対価的關係をなす法的義務を課する契約）による正当なものであることが必要である。なお、機械、設備、器材等の提供の度合については、単に名目的に軽微な部分のみを提供するにとどまるものでない限り、請負により行われる事業における一般的な社会通念に照らし通常提供すべきものが業務処理の進捗状況に応じて随時提供使用されていればよいものである。

〔製造業務の場合〕

注文主からの原材料、部品等の受取りや受託者から注文主への製品の受渡しについて伝票等による処理体制が確立されていること。また、注文主の所有する機械、設備等の使用については、請負契約とは別個の双務契約を締結しており、保守及び修理を受託者が行うか、ないしは保守及び修理に要する経費を受託者が負担していること。

〔車両運行管理業務の場合〕

運転者の提供のみならず、管理車両の整備（定期整備を含む。）及び修理全般、燃料・油脂等の購入及び給油、備品及び消耗品の購入、車両管理のための事務手続、事故処理全般等についても受託することで注文主の自動車の管理全体を行っているものであり、また、当該受託業務の範囲を契約書に明記していること。

当該要件は、事業主が企業体として有する技術、技能等に関するものであり、業務を処理する個々の労働者が有する技術、技能等に関するものではない。